

※下線は現計画から修正・追記等をした箇所です。

佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 6

(素案)

令和5年(2023年)〇月

佐賀県

<目次>

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の推進体制	5
第2章 佐賀県の現状	6
1 人口減少・少子高齢化の進行	6
2 世帯構造の変化	7
3 障がいのある人の状況	8
4 支援を要する方々の状況	9
5 地域における支え合いの状況	11
6 高齢者虐待・児童虐待・障害者虐待の状況	12
7 災害対策等の状況	14
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 施策の柱と重点項目	16
第4章 計画の具体的取組	17
1 地域共生社会を共に支える体制づくり	17
(1) 各機関の役割	17
(2) 包括的な支援体制の整備	19
(3) 地域防災体制の確立	24
2 地域共生社会実現に向けた基盤づくり	27
(1) 分野横断的な課題への対応	27
(2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援	35
(3) 利用者主体の福祉サービスの充実	37
(4) 権利擁護の推進	37
3 地域共生社会を支える人づくり	40
(1) 福祉に関わる人材の確保・育成	40
(2) 福祉人材の職場への定着支援	41
資料編	43

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

○ 平成12年(2000年)に社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたことにより、同法第4条に「地域福祉の推進」が明記され、併せて地域福祉計画(都道府県地域福祉支援計画・市町村地域福祉計画)の策定が求められました。

○ 本県では、同法(昭和26年法律第45号)第108条の規定に基づき、平成16年(2004年)3月に、佐賀県地域福祉支援計画を策定しました。

○ 今日、少子高齢化の進展による地域力の低下や、高齢者のみの世帯、単身世帯の増加などによる家庭機能の低下、個人の価値観の多様化に伴い、地域の相互扶助の機能は脆弱化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど互いに支え合う機能が低下しています。

さらに経済成長の停滞や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれ、また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大しています。このような人々は声をあげられず社会で孤立してしまう傾向にあり、その結果、自殺、虐待、ひきこもり、孤立死などが深刻な社会問題となっています。

○ また、これまでの福祉課題に加え、社会の高齢化や家族の縮小を背景に、問題が複合化・深刻化し、8050問題、ヤングケアラーやダブルケアなどの新たな課題が顕在化しています。近年頻発する地震や豪雨といった自然災害においても、少子高齢化や地域の扶助機能の脆弱化は深刻な影響を及ぼす可能性があります。

これらの現状を踏まえ、誰一人取り残さない地域共生社会の構築を目指し、地域共生社会を実現していくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことが求められます。

○ 一方、様々なボランティア活動が活発化し、CSO(市民社会組織)[※]や企業などによる福祉、環境及びまちづくりなど様々な公共サービス分野での活動が盛んになっています。

本県においても、地域における多様な課題に対応していくために、様々な地域福祉活動の主体(住民、行政、社会福祉事業者等)が、自分のこととして地域づくりに主体的に参

画し、相互につながり支え合い、地域の課題を地域で解決する力を高めていくことが必要となります。

- このたび、これらの社会情勢の変化や法改正等国の動向を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、市町の包括的な支援体制整備事業への支援や、近年の自然災害等に対する支援を一層推進し取組みを進めるため、新たに計画を策定することとしました。
- また、地域福祉の施策については、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、「誰一人として取り残さない」を誓うSDGsの観点を踏まえて取組を進めていく必要があります。

※CSO Civil Society Organizations（市民社会組織）

NPO法人、市民活動、ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTAといった地域の課題に取り組む市民活動をすすめる人が集まった組織・団体。

持続可能な開発目標SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（外務省 HP より）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



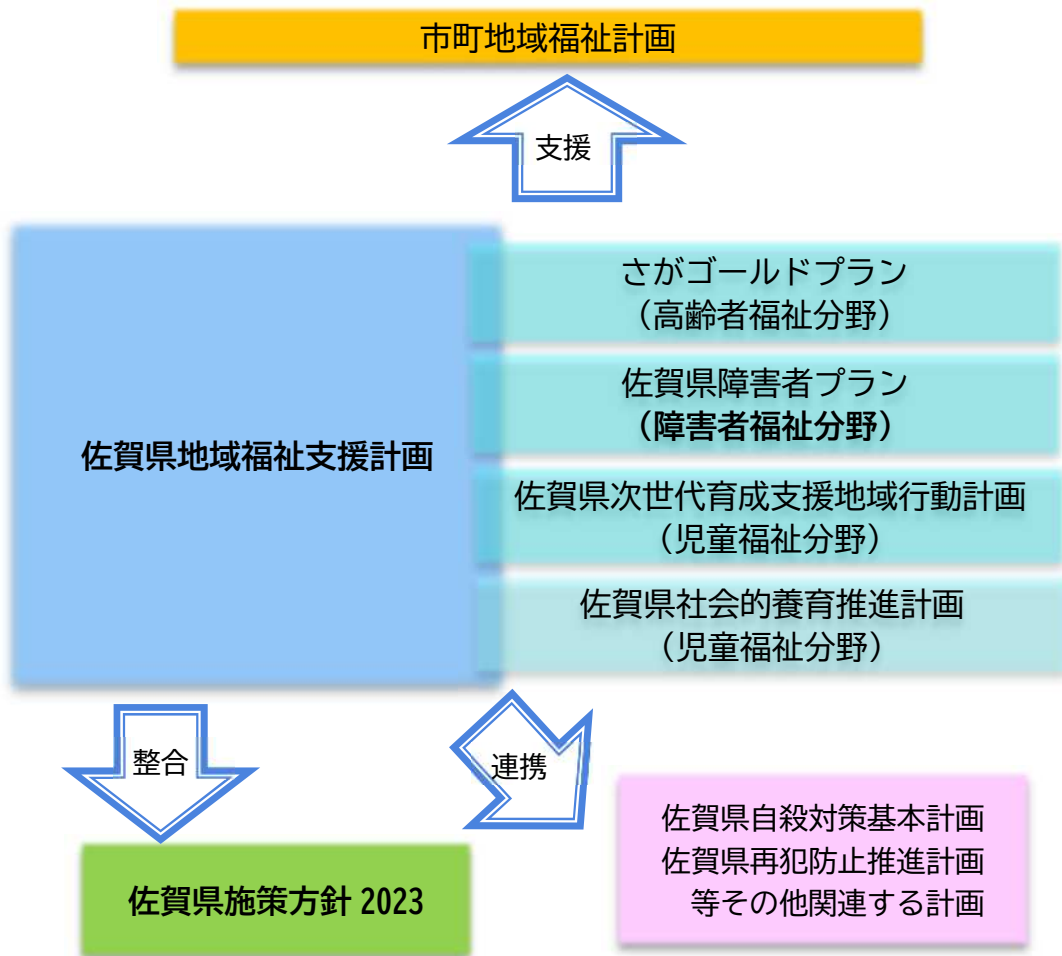
計画の趣旨、位置付けを明確化

2 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第108条に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、各市町を通ずる広域的な見地から、市町における地域福祉の支援に関する事項を定めるものです。

- また、福祉に関する各分野の計画（さがゴールドプラン、佐賀県障害者プラン、佐賀県次世代育成支援地域行動計画、佐賀県社会的養育推進計画など）や関連する他分野の計画などとの連携を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。各分野の具体的施策については、個別計画において推進されることを基本とし、本計画には記載しません。

- なお、県が既に策定している他の計画において、この計画に盛り込むべき事項が記載されている場合については、重なる部分については、その既定の計画の全部又は一部をもってこの計画の一部とみなすこととします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年）から令和8年度（2026年）までの4年間とします。（佐賀県施策方針 2023の期間に合わせるもの）

4 計画の推進体制

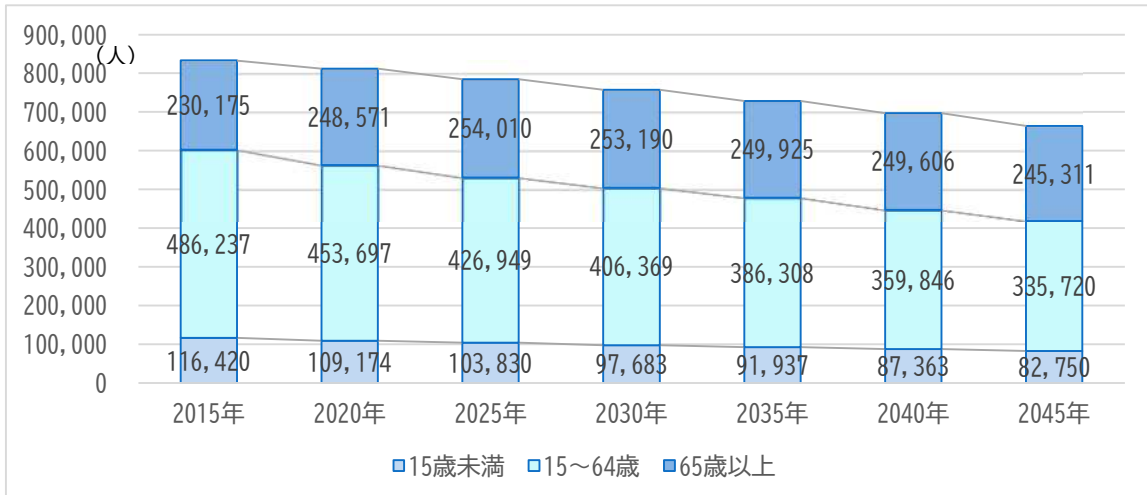
本計画の推進にあたっては、それぞれの市町が地域の実情に応じて策定する地域福祉計画に定めた目標が達成されるよう支援していくことに重点を置くこととし、市町の地域福祉計画の策定状況や本計画の具体的な取組状況などに関して、佐賀県社会福祉審議会において随時検証を行いながら取組を推進してまいります。

第2章 佐賀県の現状

1 人口減少・少子高齢化の進行

佐賀県の人口は、2015年の約83万人から、2045年には約66万人にまで減少することが予想されており、減少率は約20%と全国平均を上回っています。

【佐賀県の将来推計人口】

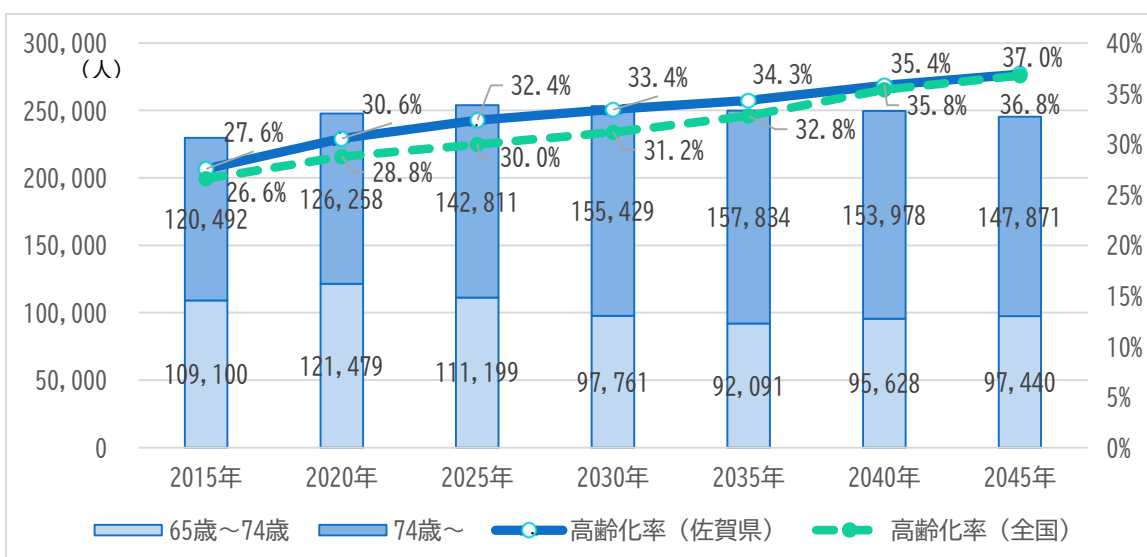


(出典) 2020年(令和2年)までは総務省「国勢調査」

2025年(令和7年)以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年推計)

本県の高齢化率は全国を上回るペースで上昇しており、2015年(26.6%)から2045年(36.8%)までの間に、10.2ポイント上昇することが予想されています。

【佐賀県の高齢者人口と高齢化率の推移】

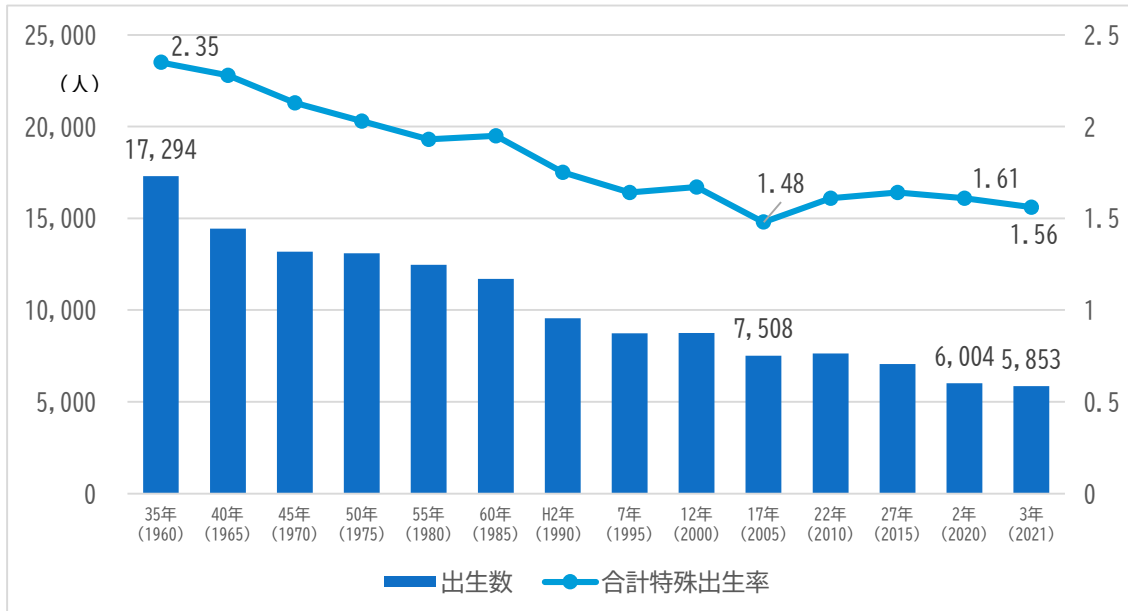


(出典) 2000～2020年：「佐賀県推計人口(各年度10月1日現在)」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

本県の出生数は年々減少傾向にあり、**令和3年**には**5,853人**と過去最少となりました。また、合計特殊出生率は**1.56**と全国平均（**1.30**）を上回っていますが、依然として低い水準にあります。

【佐賀県の出生率と合計特殊出生率の推移】

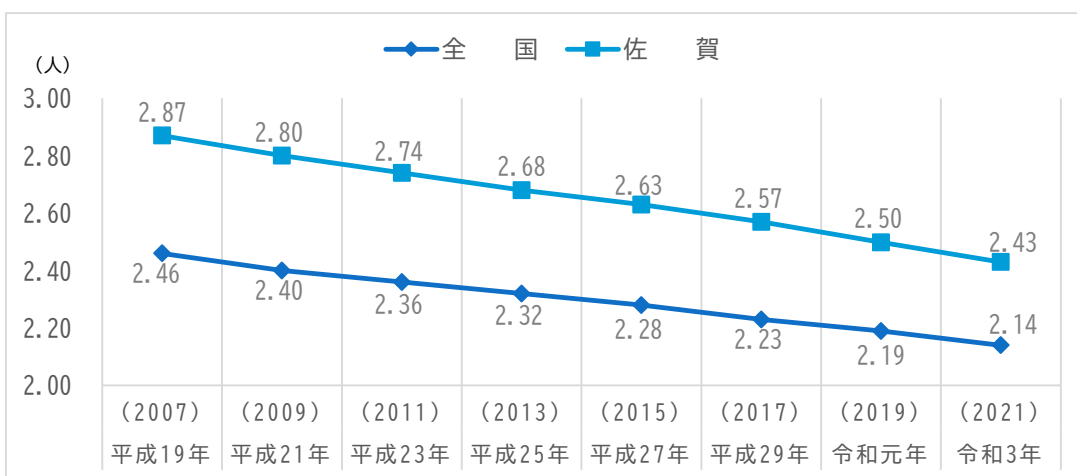


(出展) 厚生労働省「人口動態統計」

2 世帯構造の変化

本県の一世帯当たり平均構成人員は、全国平均を上回って推移しています。しかし、平成17年には、本県の一世帯当たりの平均構成人員が3人を下回り、**令和3年**には**2.43人**と年々減少を続けています。

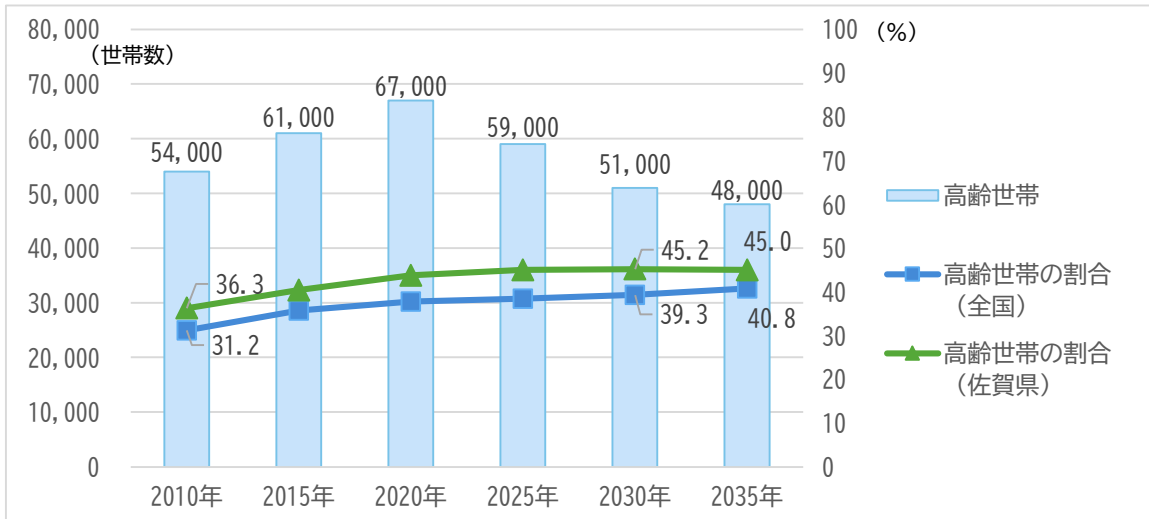
【佐賀県の一世帯当たり平均構成人員】



(出典) 厚生労働省「厚生統計要覧」

本県の高齢世帯数は2020年まで増加し続け、その後は減少すると見込まれています。また、一般世帯数に占める高齢世帯の割合は、本県では2030年に45.2%、全国では2035年に40.8%と最も高くなると予想されています。

【佐賀県の高齢世帯と一般世帯総数に占める高齢世帯総数】



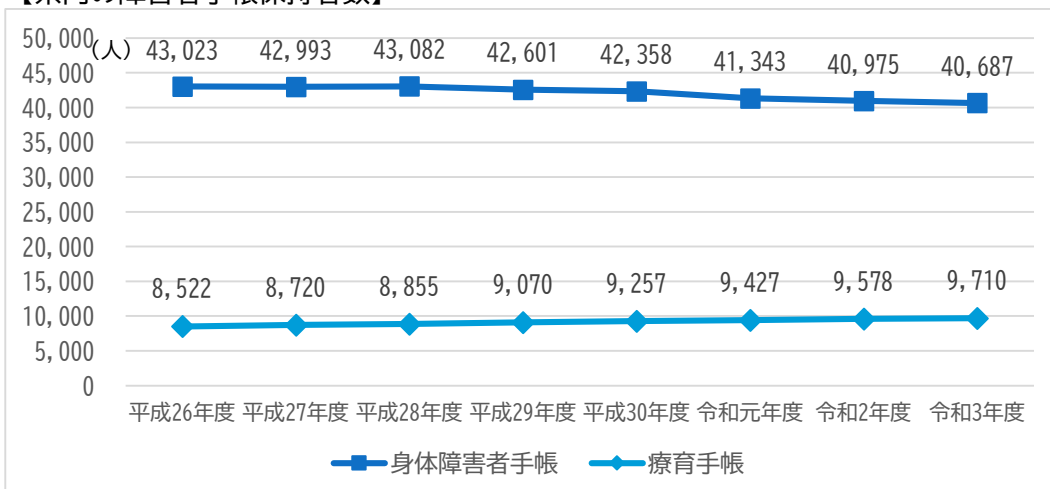
(出典) 2020年(令和2年)までは総務省「国勢調査」

2025年以降：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

3 障害のある人の状況

県内の障害者手帳保持者数は、令和3年3月末には身体障害者手帳保持者が40,687人、療育手帳保持者が9,710人となっています。身体障害者手帳保持者数は、近年、減少傾向にあります。一方、療育手帳保持者数は増加傾向にあります。

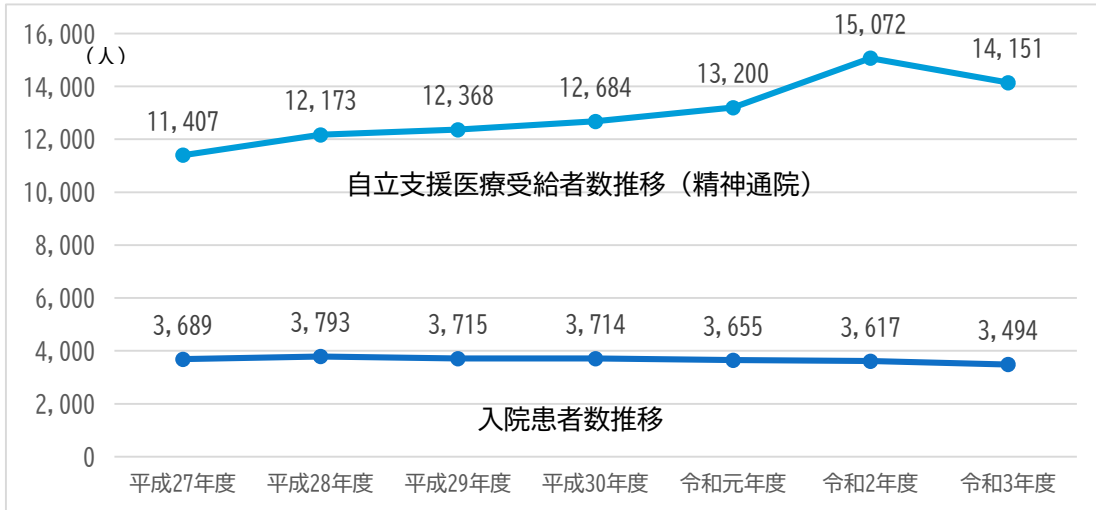
【県内の障害者手帳保持者数】



(出典) 県障害福祉課調べ(数値は各年3月末時点)

県内における、精神障害者の入院患者数は減少傾向にあります。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和3年3月に14,151人となり、平成27年3月時点と比べてその増加率は24.0%となっています。

【県内の精神障害者の推移】



（出典）県障害福祉課調べ（数値は各年3月末時点）

4 支援を要する方々の状況



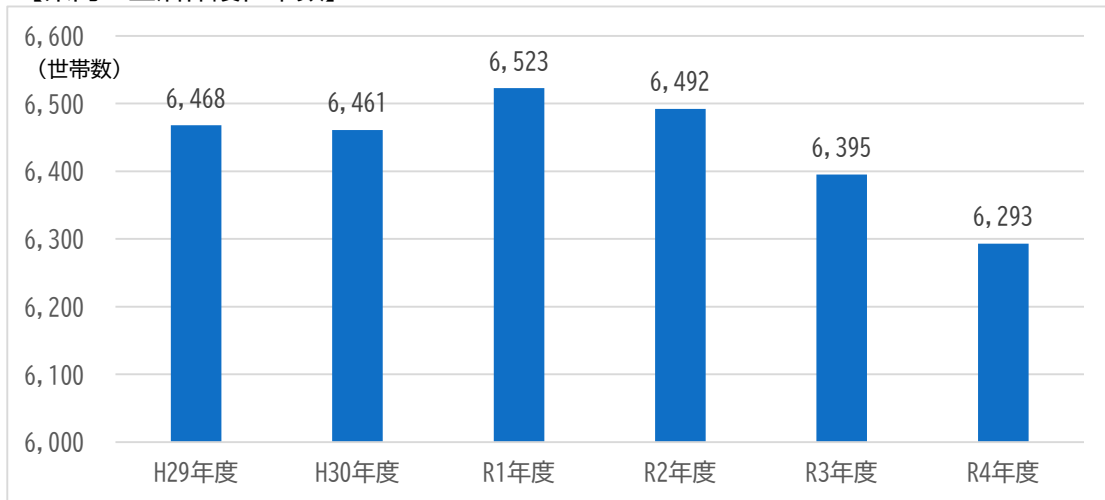
【若年無業者数及び割合】（新）

※7月発表予定データを掲載予定

県内の被保護世帯数は、平成 29 年度と比較すると、令和元年度は 0.6%の増加となりましたが、令和 5 年 3 月時点では 6,293 世帯と 2.7%減少となり、近年は減少傾向にあります。

一方、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成 29 年 3 月時点では被保護世帯全体の約 55%に対し、令和 5 年 3 月時点では約 61.8%を占めています。

【県内の生活保護世帯数】



(出典) 県社会福祉課調べ (数値は各年度 3 月時点)

5 地域における支えあいの状況

県内各市町の民生委員・児童委員については、令和5年4月1日時点で、充足率は97.3%となり、全国平均の93.7%を上回っています。

【県内の民生委員・児童委員数】

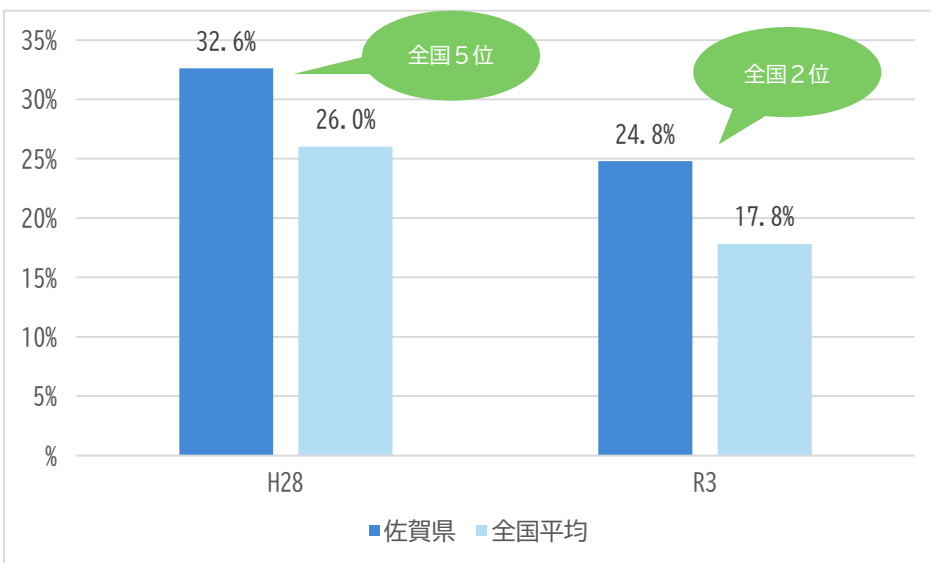
	佐賀県		全国	
	令和4年度	令和元年度(参考)	令和4年度	令和元年度(参考)
定数	<u>2,156人</u>	<u>2,141人</u>	<u>240,547人</u>	<u>239,682人</u>
委嘱者数	<u>2,097人</u>	<u>2,093人</u>	<u>225,356人</u>	<u>228,206人</u>
充足率	<u>97.3%</u>	<u>97.8%</u>	<u>93.7%</u>	<u>95.2%</u>

(出典) 県社会福祉課調べ (令和5年4月1日時点)

新

佐賀県のボランティア※参加率は高く、令和3年度は24.8%で、全国2位となっています。「まちづくりのための活動」、「自然や環境を守るための活動」では全国1位、「高齢者を対象とした活動」、「災害に関係した活動」で全国2位となっています。

【佐賀県のボランティア参加率】(新)



(出典) 社会生活基本調査 (ボランティア活動の行動者率)

※「ボランティア」とは、「健康や医療サービスに関係した活動」、「高齢者を対象とした活動」、「障害者を対象とした活動」、「子供を対象とした活動」、「スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動」、「まちづくりのための活動」、「安全な生活のための活動」、「自然や環境を守るための活動」、「災害に関係した活動」、「国際協力に関係した活動」、「その他」の11分野。過去1年間に、それぞれの種類別に活動を行ったか否かを集計。

6 高齢者虐待・児童虐待・障害者虐待の状況

高齢者に対する虐待については、養護者に起因するもの（家庭内等における虐待）が虐待事例の大半を占めています。

虐待の種類を見ると、身体的虐待が最も多く、令和元年度は 20 件、令和2年度は 27 件、令和3年度は 27 件となっています。

【高齢者に対する虐待】

	虐待者	相談通報 件数	虐待判断件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	介護等放棄	性的虐待
令和元年度	養介護施設従事者等	18件	3件（4人）	4件	0件	0件	0件	0件
	養護者	122件	36件（39人）	20件	12件	13件	10件	0件
令和2年度	養介護施設従事者等	21件	8件（12人）	12件	0件	0件	0件	0件
	養護者	121件	35件（37人）	27件	13件	5件	8件	0件
令和3年度	養介護施設従事者等	11件	3件（4人）	4件	0件	0件	0件	0件
	養護者	140件	37件（38人）	27件	16件	8件	6件	0件

※虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。

用語）養介護施設従事者等：老人福祉法又は介護保険法に規定される特別養護老人ホーム・有料老人ホーム等の施設若しくは居宅サービス事業・老人居宅生活支援事業の業務に従事する者
 養護者：高齢者（65歳以上の者）の世話をしている家族、親族、同居人等

（出典）県長寿社会課調べ

児童相談所が対応した児童に対する虐待の相談対応件数は、全国と同様、佐賀県でも増加傾向にあります。

虐待の種類に関しては、心理的虐待が最も多く、次に身体的虐待となっています。

【佐賀県児童相談所における児童虐待相談対応件数】

	相談対応件数	虐待の種類			
		身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待
令和元年	717件	183件	374件	149件	14件
令和2年	898件	185件	596件	103件	20件
令和3年	987件	180件	640件	150件	17件

（出典）こども家庭課調べ

障害者に対する虐待については、養護者に起因するもの（家庭内等における虐待）が最も多く発生しています。

【障害者に対する虐待】

	虐待者	届出・通報 件数	虐待判断 件数	虐待の種類				
				身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
令和元年度	養護者	21件	9件	4件	2件	5件	0件	2件
	障害者福祉施設従事者等	18件	2件	0件	1件	0件	1件	1件
令和2年度	養護者	30件	12件	3件	2件	6件	3件	1件
	障害者福祉施設従事者等	14件	2件	2件	2件	0件	0件	0件
令和3年度	養護者	38件	18件	5件	2件	10件	6件	2件
	障害者福祉施設従事者等	29件	6件	4件	4件	2件	0件	0件

※虐待の種類は重複計上しているため、合計と虐待判断件数が合わない場合がある。

用語）養護者：障害者を現に養護する者であって、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの（家族、親族、同居人等）

障害者福祉施設従事者：障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

使用者：障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事業について事業主のために行為をする者

（出典）県障害福祉課調べ

新

7 災害対策等の状況（新）

災害時に福祉的な配慮を要する人が避難する福祉避難所の指定が県内各市町で進んでおり、令和5年（2023年）4月末時点で、指定福祉避難所が157カ所確保されています。

【福祉避難所の指定等状況】

※掲載データ確認中

【佐賀県災害派遣福祉チーム（DCAT）登録状況】

【圏域別】

圏域	人数	施設数
中部	60名	49施設
東部	22名	20施設
北部	22名	20施設
西部	20名	16施設
南部	38名	31施設

（出典）社会福祉課調べ

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 5の基本理念を引継ぎつつ、人と人、人と社会のつながりを大切にする地域共生社会を目指すため、基本理念を以下のとおりとします。

すべての人に「居場所と出番」があり、つながり広がる地域共生社会
 ～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

一部追記



「地域共生社会」のイメージ（厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより）

2 施策の柱と重点項目

基本理念である「つながり広がる地域共生社会」を目指して、以下の3つを施策の柱とし、施策を展開します。

施策の柱

分かりやすい項目に再構築

1 地域共生社会を共に支える体制づくり

- (1) 各機関の役割
- (2) 包括的な支援体制整備の推進（重点項目）
- (3) 災害時の福祉的支援の充実（重点項目）

2 地域共生社会実現に向けた基盤づくり

- (1) 分野横断的な課題への対応
- (2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援
- (3) 利用者主体の福祉サービスの充実
- (4) 権利擁護の推進

3 地域共生社会を支える人づくり

- (1) 福祉に関わる人材の確保・育成
- (2) 地域共生社会を支える担い手への支援

重点項目

新

新たな指標の設定

重点項目1 包括的な支援体制の整備の推進

成果指標

包括的な相談支援、参加支援、地域づくり支援の体制が構築されている市町数
現状（令和4年度）：2 目標：8（令和8年度までに）

重点項目2 災害時の福祉的支援の充実

成果指標

避難行動要支援者の個別避難計画作成完了市町数
現状（令和4年度）：13 目標：20（令和8年度までに）

第4章 計画の具体的取組

1 地域共生社会を共に支える体制づくり

【現状と課題】

少子高齢化の進行や人口減少の進展などの社会変化の中で、家庭や地域の相互扶助の機能は脆弱化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化しています。

一方、人々が互いの多様な在り方を尊重し、対等な関係を築く「共生」の考え方が広がっている中、すべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域社会づくりやサービス提供体制づくりが求められています。

このため、支援を必要とするすべての人に支援が行き届くよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの各福祉分野の支援機関、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、CSOや地域住民とで連携しながら、それぞれの強みを活かした支援体制づくりを進め、佐賀県らしい「地域共生社会」の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

(1) 各機関の役割

① 県と市町の役割分担と連携【1-(4)-①、2-(7)-①】※【 】内は前計画の番号

福祉サービスや相談支援に係る情報提供やサービス提供について、県と市町は役割分担を明確にしたうえで、連携して総合的な支援を行う必要があります。

各種サービスの提供や相談支援について、広域的・専門的な部分を県が担当し、市町は地域住民等及び関係機関の相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めます。

社会福祉法第107条において、市町は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加促進、包括的な支援体制の整備に関する事項を一体的に定める市町地域福祉計画の策定、見直しを適切な時期に行い、計画の実践を通じて、市町の地域福祉の推進に努めることとされています。

県は、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町が策定する市町地域福祉計画の見直しや計画の実施に対して支援を行うとともに、市町において重層的支援体制整備事業その他地域共生生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう支

援します。

②社会福祉協議会の役割【1-(4)-②、2-(7)-②、3-(4)-②】

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。

地域社会において、民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、住民が安心して暮らせる社会づくりと地域福祉の推進を図るため様々な活動を行っています。

地域住民の様々な問題やニーズに対応するため、市町社会福祉協議会は公的サービスや民間サービスに関する情報提供や利用援助を地域住民に対して実施し、県社会福祉協議会は広域性や専門性を生かして民間の地域福祉活動を支援し市町社会福祉協議会との連携や調整を行います。

市町社会福祉協議会は、社会福祉法 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられており、地域住民の参加の促進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、市町の地域福祉計画策定に積極的に協力することが期待されています。

なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、市町の地域福祉計画と相互に連携を図ることが求められています。

県は、佐賀県社会福祉協議会に対して、その役割を適切に果たすために必要な支援を行うとともに、市町と連携して、市町社会福祉協議会に対する支援を行います。

③地域における福祉ネットワークの構築【1-(4)-③、3-(4)-②】

社会の少子高齢化や家族の縮小を背景に、地域が抱える問題は複合化、深刻化が進んでいます。地域住民相互の社会的なつながりも希薄化する中、今日的なつながりの再構築を図り、地域共生社会を実現するためには、市町社会福祉協議会、地域住民やCSO、市町や民生委員・児童委員、社会福祉事業者、地域包括支援センター等の連携のもと、きめ細かなネットワークをつくって、地域の見守り機能や課題解決機能を向上させていくこと、また地域の実情に応じた創意と工夫により地域の福祉課題を解決し、共に支え合う地域社会の実現に向けた取組が促進されることが必要です。

(公財) 地域福祉振興基金では、行政で対応できない福祉的な課題等に対し、地

域の特性に応じて県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動の充実強化を図る事業に対し支援を行います。

新

(2) 包括的な支援体制整備の推進 (新) 【2-(5)-①】

重点項目

【本項目を重点項目とした背景や課題】

社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになりました。

その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが社会的孤立やダブルケア、8050*問題といった複雑化・多様化した課題となっています。

制度や分野を超え、民間団体や地域とともに支える「地域共生社会」の実現が求められる中、令和2年に社会福祉法が改正され、市町全体の連携体制によって、高齢者や障害者、子どもといった属性を問わない相談支援や多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制整備を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。県は、広域的・専門的な見地から市町の事業実施に対する後方支援の主体として、助言、情報提供や、その他必要な支援を行っていきます。

※ダブルケア

晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者(世帯)が親の介護も同時に担うこと。

※8050 問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。一般的には、ひきこもりやニートの状態が長期化して中高年となったこどもを支えてきた親も高齢化し、収入が途絶えたり病気や要介護状態になったりして、家族が孤立する問題とされる。

①市町による重層的支援体制整備事業実施などへの支援

「地域共生社会」の推進を図っていくために、相談者の属性や、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、対応が難しい複雑・複合化した課題について、分野を超えた関係機関で連携し継続的・包括的な支援体制の構築が必要です。

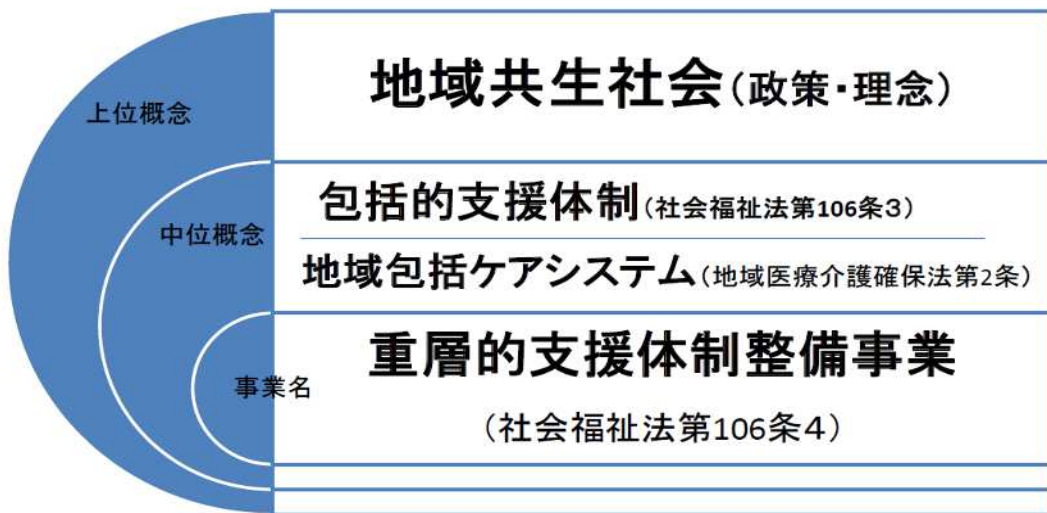
県は、高齢者、障害者、子どもなど誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業(ワンストップでの相談対応などの体制づくり)に取り組む市町を、それぞれの課題に応じて丁寧
に支援していきます。

この取組を進める際には、「三夜待ち※」といった地縁関係が根強く残っていたり、CSOの活動が活発に行われ、またボランティア参加率が高いなど佐賀県ならではの地域性や強みを活かし、地域のコミュニティやCSOと連携しながら「佐賀らしい地域共生社会」づくりを推進することで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに作っていく社会を目指します。

※三夜待ち（さんやまち）

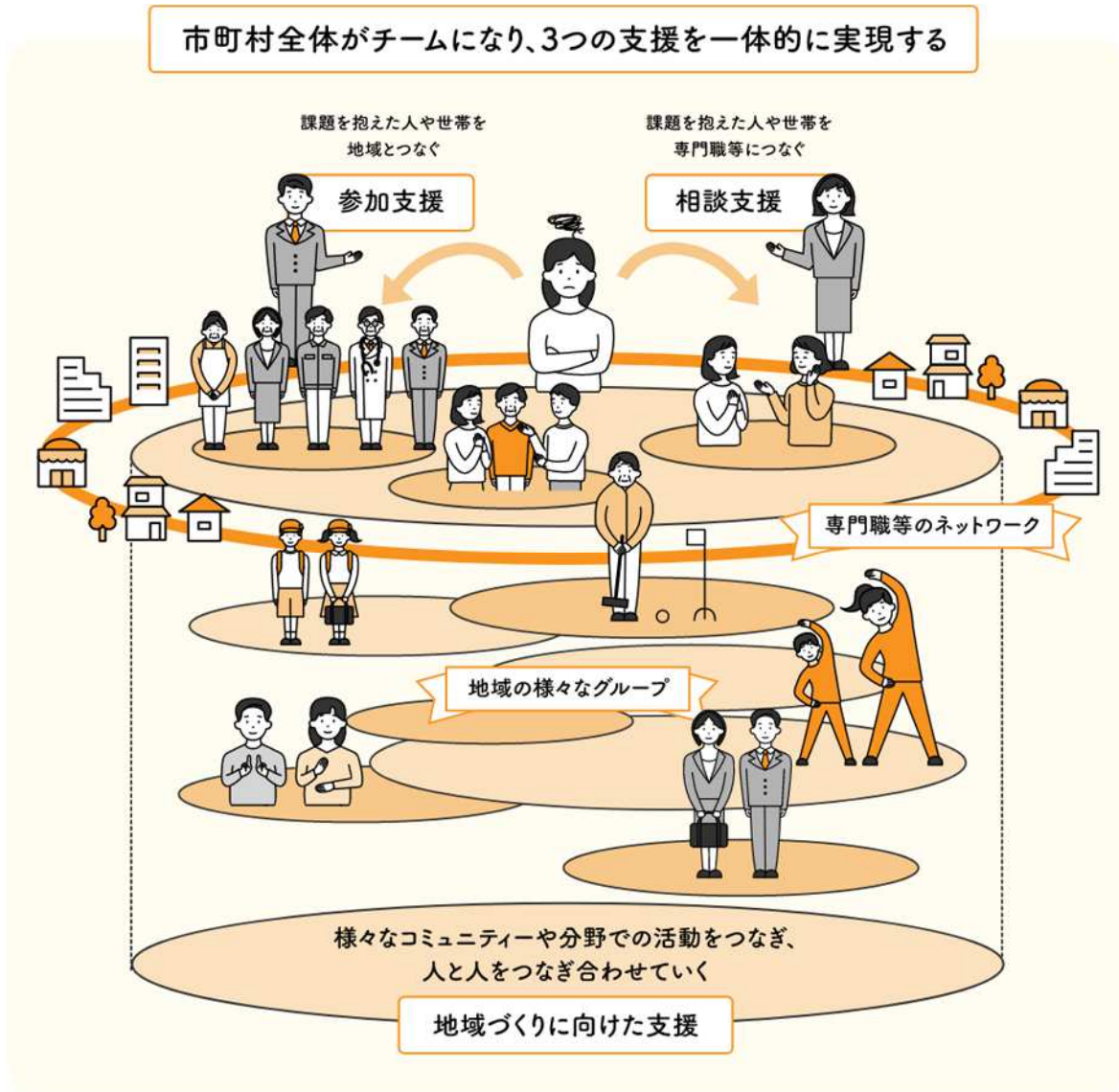
佐賀県内に残る伝統文化で、本来、神のそばに居て共に夜を明かすことである。それが月の出を待って、神のそばにいと変化していった。月齢の二十三夜を「忌み籠りの日」と定め、講員が集まって飲食しながら月の出を待って月を拝む集団のことで、二十三夜に集まる講のことを「さんやまち」といった。今では、単に仲間同士が定期的に集まり、当番の家を順番に回って飲食する親睦会的な機会となっている。

諸概念の整理



(日本福祉大学 原田正樹 作成)

重層的支援体制整備事業のイメージ



重層的支援体制整備事業のイメージ（厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより）

佐賀らしい取組

新

②地域共生ステーションにおける取組（新）【1-(1)-⑥】

「地域共生ステーション」とは、民家を活用するなど家庭的な雰囲気の中で高齢者、障害者、又は子どもなどを預かるといった、地域のニーズに応じた法令に基づかない福祉サービスを提供する佐賀県独自の地域の施設です。

子どもから高齢者まで年齢を問わず、また障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、NPOや社会福祉法人、民間事業者等が運営主体となり、様々な福祉サービスを地域住民やボランティア等が協働して実施しており、こうした取組を、県は市町と一緒に後押ししています。

具体的には「地域共生ステーション」の整備や、地域住民・ボランティア・施設利用者が交流できるスペースの設置への補助といったハード面の支援に加え、「地域共生ステーション連絡会」と連携し、個別の施設に向けた研修や訪問・助言などのソフト面の支援を行っています。

また、「地域共生ステーション」には、サービス提供対象者が高齢者中心の「宅老所」、対象を限定せず分野を複数とする「ぬくもいホーム」があるため、地域福祉の充実を図る観点から、より多くの施設が「宅老所」から「ぬくもいホーム」に転換するよう促していきます。

地域共生ステーションは、県内の全ての市町、更には、その161小学校区のうち103校区に設置（令和5年4月1日現在）されています。また、これまで、地域共生ステーションが進めてきた、垣根を越えた民間主体の福祉サービスの提供という取組は、「重層的支援体制」において実施することが要件となっている「参加支援」や「地域づくり」を先取りしたものとと言えます。

今後、地域共生社会の推進には、県内の市町において、地域共生ステーションと市町などとの連携が一層深まることが重要であり、県としても取組を推進していきます。



※地域共生ステーション「ひがたの里」(佐賀市)の様子

サービス利用者である高齢者が職員と一緒に、同じくサービス利用者である子どもを、職員と一緒に面倒を見ている様子。

高齢者、子どもといった属性を問わずサービスを利用できるようにしていることで、福祉サービスの受け手と支え手を超えた、地域共生を具現化したような優良事例。

③相談窓口・情報提供体制の整備、ワンストップ化【2-(1)-③⑤⑥⑨⑩、2-(5)-①②③④⑤、2-(6)-①②③、3-(1)-①、3-(2)-②④⑤⑥、3-(3)-①②④⑤、3-(4)-④、4-(1)-⑩】

地域の問題が深刻化、複雑化する中、県の専門相談機関としての機能の充実のみならず、機関相互のネットワークづくりや地域の相談機関への適切な支援等により、地域における総合的な相談支援体制の構築が重要です。

様々な困難や生きづらさを感じている方々が、必要とされる専門的な支援を受けられるよう、各種相談窓口の設置や窓口のワンストップ化などが必要です。

県では、各種相談窓口について周知を図るとともに、相談機関相互の情報交換、意見交換、情報共有の場をより多く設けることにより、相互理解と連携強化を進め、県内における相談支援体制の広域的かつ重層的なネットワークの構築を図ります。

また、相談を一か所の窓口で受けることのできるワンストップサービスの提供に向けた、市町による地域の実情に応じた包括的な相談・支援体制の整備を図るため、市町に対する情報提供の支援を行い、好事例の普及に努めつつ、市町が実施する重層

的支援体制整備事業に対する支援を行います。

さらに、県では、「県民総合相談・情報提供窓口（行政の窓口）」を設置し、各種情報の提供などを行っており、相談員が“たらい回し”をしない、県民の気持ちに寄り添った対応を心がけています。

(3) 災害時の福祉的支援の充実

重点項目

【本項目を重点項目とした背景や課題】

近年、雨の降り方が大きく変わってきており、県内においても平成30年から令和3年まで4年連続で大雨特別警報が発表され、大規模な内水氾濫が発生するなど災害が発生し、住家被害に加え、死者も発生しています。

そのため、万が一、大規模な災害が発生したとしても、県、市町、関係団体相互の緊密な連携や、自助・共助・公助によるスムーズな活動により、被害を最小化していくことが喫緊の課題です。

また、災害は、高齢者、障害者、子どもなど社会的に弱い立場にある人びとに、特に大きな被害や影響をもたらすことから、平時から災害時へと一貫した福祉的支援の充実が求められています。

①災害ボランティア活動の支援【2-(8)-⑤】

県内において自然災害が発生した場合でも、全国1位の高い組織率を誇る消防団や、全国的に見ても活動が活発なCSOとの連携により、速やかに県民の命を守るチーム佐賀・オール佐賀の体制が整ってきており、地域と行政が力を合わせて対応にあたり被害や影響を最小限に抑えていく必要があります。

県は、平時のうちに佐賀県社会福祉協議会や災害ボランティア団体等と連携体制を構築し、災害発生時において被災者支援のためのボランティア活動が円滑に機能するよう県社会福祉協議会が事務局を務める佐賀県県民災害ボランティアセンターをハブとして災害ボランティア団体等と連携した体制の強化を進めており、特に高齢者、障害者などの要配慮者への福祉的支援や災害ボランティア活動による被災地支援などの充実を推進します。

特に、「災害発生時におけるCSO等ボランティア団体との連携・協力に関する協定」に基づいて「佐賀災害支援プラットフォーム」が行っている、民間ならではのきめこまかな支援活動は、全国的な先進事例として広がりを見せてきています。

県は今後とも、災害対応に取り組む民間団体や個人の災害ボランティアと連携し「チーム佐賀」として、一緒になって災害対応に取り組んでいきます。

新

②佐賀県災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム（DCAT）の整備（新）

「佐賀県災害派遣福祉チーム（佐賀DCAT）」（以下「佐賀DCAT」）は、大規模災害発生時に市町からの要請や、県が必要と判断した場合に、避難所及び福祉避難所において、要支援者等（高齢者、障害者、乳幼児等）の個別の課題に寄り添った福祉的支援を行います。

佐賀DCATは、社会福祉施設団体等の9団体で組成されており、介護福祉士や社会福祉士、看護師、作業療法士などの専門職がチーム員となっており、平時から研修の実施や避難訓練への参加に取り組んでいます。

また、災害時に佐賀DCATが円滑に活動できるように、平時から顔のみえる協力体制を構築することを目的とし、社会福祉施設団体等の9団体のトップが参加する「佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議」を設置し、大規模災害時における必要な福祉支援体制の整備、チーム員の人材確保及び資質向上及び関係機関・団体等との連携、情報共有に関することなどを佐賀県社会福祉協議会のコーディネートのもと行政と民間が一緒になって、平時から災害に備えた協議を重ねています。

③避難行動要支援者の避難体制の整備【2-(8)-①】

平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町の義務とされました。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町の努力義務とされました。

県は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町における避難行動要支援者の名簿の充実や名簿の適切な活用などを市町ごとの課題に丁寧に寄り添いながら支援するなど、市町と連携して個別避難計画の策定を促進します。

④施設等における防災体制の充実、防災訓練の実施【2-(8)-②③】

施設入所者等の命を守り、安心安全な生活を確保するため、各施設における防災計画及び業務継続計画を適切に見直し、実効性を高めることで防災体制の充実・強化を

支援します。

県は、避難行動の実効性を高めるためには、予め「いつ」「だれが」「何をするか」を具体的に取り決めておく、いわゆる「災害タイムライン」の考え方を各施設の防災計画に盛り込むことが効果的であると考えており、その普及を図る研修の開催やアドバイザー派遣、さらに実際に入所者等が参加する避難訓練の定期的な実施について働きかけを行っていきます。

風水害、地震・津波災害等の災害に備え、市町と共催で地域住民や防災関係機関の参加による防災訓練を実施し、県民の防災意識の高揚、地域防災計画の具体的な運用と各防災関係機関の防災技術の向上及び相互協力体制の強化を図ります。

⑤避難所の適切な設置運営支援【2-(8)-④】

高齢者や障害者、乳幼児など特別な配慮が求められる方々にとっては、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない一般の避難所での生活は、心身の健康を害する恐れがあり、特別な配慮が受けられる福祉避難所の確保が必要です。

避難所及び福祉避難所の設置運営が円滑に行われるように、市町とともに住民主体の避難所運営訓練に取り組みます。

また、災害時に避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう福祉避難所の指定促進及び受入対象者の特定・公示について市町に働きかけていきます。

新

⑥民間事業者等との連携・協定の締結（新）

県では、災害時に県民が抱える困りごとに、より丁寧に寄り添うことができるよう取り組んでいるところですが、その解決に向けては民間事業者の協力も不可欠です。

そこで、県では、平時から様々な民間事業者等との連携協定として、例えば、

・災害時に避難所で使用するダンボールベッドを迅速かつ円滑に調達できるよう南日本ダンボール工業組合と「災害時におけるダンボール製品の調達に関する協定」

・配慮が必要な方が旅館・ホテルを避難先として活用できるよう佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」

・株式会社ニードと「災害時におけるオストメイト用トイレの供給に関する協定」

など、様々な連携協定を締結しており、今後ともこうした取組を進めていきます。

2 地域共生社会実現に向けた基盤づくり

【現状と課題】

少子高齢化の進行や人口減少の進展、核家族化など社会情勢の変化により、地域が抱える問題やニーズは多様化しており、様々な困難を抱える方や支援が必要な方が身近な地域において安心して暮らすことができる環境づくりを行う必要があります。

公的な福祉サービスは、分野ごとに整備されていますが、地域には「制度の狭間」にある問題、多様なニーズについて全てを公的サービスでは対応できない、社会的孤立や排除などの問題があります。

地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」の拡大、強化が求められています。

地域共生社会を実現するためには、福祉分野以外の分野や、地域住民をはじめ企業やCSO、民間企業や団体などが連携し、分野横断的な地域社会全体での支援が必要です。

【施策の方向】

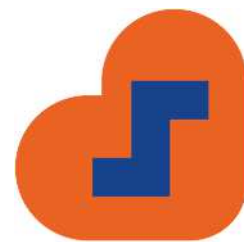
(1) 分野横断的な課題への対応

佐賀らしい取組

①人にやさしいまちづくりの推進【1-(1)-①、2-(2)-②】

少子高齢化の進行や、国際化の進展、価値観の多様化など、社会環境は大きく変化しています。こうした社会環境の変化に対応し、県民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、言葉や文化などの違いにかかわらず、みんなの多様性を価値として尊重し、自然に支え合う、佐賀らしい社会を実現していく必要があります。

県では、障害のある方など当事者の意見を取り入れた人にやさしい施設やサポート体制を広め、誰もが安心して外出できるよう情報を発信していきます。また、マルシェやアートなど誰もが楽しめるイベントや学校への出前講座などを実施することにより、県民一人ひとりがお互いを知り、認め合い、お年寄りや障害のある方、子育て・妊娠中の方など、みんなが自然に支え合い、心地よく過ごせる佐賀らしいやさしさのカタチを「さがすたいる」として広めていきます。



さがすたいる

さがらしい、やさしさのカタチ

(さがすたいるロゴ)

②移動に困難を抱える人への支援【1-(1)-②③】

高齢者や障害者、妊産婦など移動に困難を抱える方が地域で安心して生活するためには、道路や施設のユニバーサルデザイン化などに加え、公共交通を利用しやすくしたり、自家用車以外の移動手段の確保などが必要です。

県では、多様なニーズに対応し、誰もが移動しやすい地域となるよう、市町等による多様な移動手段の確保の取組を支援していきます。

誰もが気軽に安心して外出できるよう、県内公共施設や民間の商業施設等のバリアフリー化等の環境整備、パーキングパーミット※の推進、歩道等のユニバーサルデザイン化など、移動環境づくりを推進しています。

また、県では、自家用車に頼らずとも、誰もが移動しやすいまちを目指して、公共交通の利用促進や利便性の向上に取り組んでいます。

佐賀県発の取組

※パーキングパーミット

身障者用駐車場を必要とする人に県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。

③生活困窮者への自立支援【1-(2)-⑧、2-(9)】

全国的な生活保護受給者、生活困窮層の増加等の現状を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成27年4月に施行されました。生活困窮者に寄り添った自立支援を行っていく必要があることから、相談窓口となる生活自立支援センター※を設置しています。

生活困窮に陥っている方は、自ら積極的にSOSを発することが難しいため、地域に広く潜在化していると考えられており、地域の中で早期に困っている方を支援につなぐためのネットワークを構築するなどの必要があります。

生活に困難を抱える方それぞれの課題に寄り添った支援をするため、生活自立支援センターを中心に、相談内容が他機関に関する内容であった場合でも、相談者の気持ちをきちんと受け止め、相談内容から、相談者の自立支援を一緒に行う県や市町の社会福祉協議会、福祉事務所等支援機関と連携して、本人を中心とした包括的な支援を実施します。

生活困窮者がもつ課題は多種多様で、個々人で異なるため、相談の段階で丁寧にアセスメントを行い、生活困窮者の状況に応じた支援プランを作成します。

働ける方に対しては、ハローワーク等との連携や就労支援員による支援を強化し、

また、長期間就労経験がない場合などでも、段階的に就労自立へ進めるよう協力企業などの中間的就労の場を開拓し、生活困窮者とのマッチングを図ります。

生活困窮者が一般就労に就き、経済的自立を達成したと思われる場合においても、職場における人間関係のトラブルなどから短期離職とならないよう、定着支援を実施します。また、日常的自立及び社会的自立が達成できていない場合にも、継続して支援を実施します。

※生活自立支援センター

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者への支援制度により、福祉事務所設置自治体（佐賀県の場合は県及び市）に設置。

様々な理由により生活に困っている方が、地域の中で安心して、自立した生活をおくることができるよう、主に人的支援を行うことにより自立（日常生活自立、社会生活自立、経済生活自立）の促進を図る。

④住宅確保要配慮者への支援（新）

新

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）が、安心して暮らすことのできるよう、居住支援法人[※]などの関係者と連携を図り、居住の安定確保を図ることが重要です。

県では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及を促進するため、佐賀県居住支援協議会の取組を活性化し、住宅関連事業者や福祉事業者等の民間事業者、CSO等との連携を図ります。

県と市町は、地域や住民に密着したきめ細やかな居住支援ができるよう、居住支援協議会の取組を促進するとともに、住宅関連事業者や居住支援法人等との連携を図ります。

県は、市町等と連携して新たな居住支援法人の指定の促進を図り、多様な住宅確保要配慮者を複数の居住支援法人が連携して支え合うことができる居住支援サービスのネットワークづくりに取り組みます。

また、民間賃貸住宅の貸主等の受入れ不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及を促進するとともに、住宅確保要配慮者が入居後も安心して住み続けられるよう、多様な居住支援サービスの提供を促進します。

地域や住民に密着したきめ細やかな居住支援が提供できるよう、県は、市町等での居住支援協議会の設立を働きかけます。

※居住支援法人

住居セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもので、都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能。

⑤就労に困難を抱える方への支援【1-(2)-①②③④⑤⑥⑦、2-(1)-⑪】

少子高齢化や人口減少の進展により、就労人口は年々減少する一方、働き方の変化や終身雇用制の崩壊などにより非正規雇用が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症による影響は、特に医療・福祉分野や小売業、サービス業等に従事する割合の多い女性や非正規雇用者などに深刻な影響を及ぼしています。

社会的に弱い立場にある高齢者、障害者、難病患者、ひとり親家庭の親、生活保護受給者、矯正施設出所者、就職氷河期世代など、就労や社会参加・復帰に様々な課題を抱えている方の自立生活や自己実現につながるよう一人ひとりの状況やニーズに合わせたきめ細やかな就労支援が必要です。

県では、ハローワーク等とも連携し、それぞれの状況やニーズに応じた相談窓口の設置や、就労を支援するコーディネーター等を配置し、求職段階から就業、就業後までの総合的で切れ目のない就労支援を推進します。

また、雇用についても企業が偏見を持たず、就労する際に必要な配慮を受けられるなど、就労しやすい環境づくりのために、就労支援に積極的に取り組もうとする事業者を増やす取組を支援するとともに、企業等との協働推進体制を強化することにより、企業等のニーズに応じた指導の在り方を取り入れながら、就労、さらには職場定着への取組を推進します。

県では、企業等事業者を対象に、さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者、刑務所出所者等）に対し、知識技能の習得と併せて就業機会を提供するため、就職困難者を雇用する事業所等に対する雇用助成事業（レッツ・チャレンジ雇用事業）を行っています。

また、特別支援学校における生徒の職業自立を推進するために、企業等との協働推進体制を強化することにより、企業等のニーズに応じた指導の在り方を取り入れながら、学校全体で就労支援に取り組む進路支援体制を整備します。さらに、各学校で策定したキャリア教育全体計画に基づいて、小・中・高等部の一貫性やキャリア教育の系統性を踏まえた授業実践の充実を図ります。

新

⑥社会的孤立等への対応（新）【2-(1)-③、3-(2)-①】

地域の相互扶助機能の脆弱化や、地域住民相互のつながりの希薄化などを背景に、社会的孤立や孤独、社会的排除や摩擦の問題があります。さらに、グローバル化の進展や近年の社会の不安定化の増大などにより、一層問題が複雑化・複合化し、新たな問題などが生じています。

様々な支援制度ができて一方、自ら支援を求めることが難しい人や、複雑で複合的な問題を抱える方々に、それぞれのニーズに基づいて、それぞれの抱える問題や置かれている状況や環境に応じた支援が必要です。

【若年無業者、ひきこもり等に対する支援】【2-(1)-③】

困難を抱える子ども・若者とその家族に対しては、その困難の内容・程度に応じ本人の意思を十分に尊重しつつ必要な支援を行うことが重要です。

県では、佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター及びその他支援機関と密接に連携し、若年無業者、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱えた子ども・若者の総合的な支援体制の強化に努め、更なる社会参加や就労につながるよう取組を推進します。

また、若者の自立においては、職業自立ができる就労につなげていくことが極めて重要です。そのため、職業的自立がうまくできない若者を対象に、関係機関の総合的・継続的な連携による体制を構築するとともに、国が設置する「さが若者サポートステーション」において、臨床心理士のカウンセリングによる心理面でのサポートや、訪問支援等地域の実情に応じた支援を実施し、それぞれの状況に寄り添った支援を行い、若者の職業的自立を推進します。

さらに、佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）において、年齢を問わず、相談から社会参加や自立まで継続的に一貫した支援を行います。

ひきこもりについては、要因も様々であり、必要とする支援も対象者によってそれぞれ異なるため、関係機関が連携を図り、適切な支援機関へつなぐことができるよう、体制の整備に取り組んでいきます。

【自殺予防への対策】【3-(2)-①】

佐賀県の自殺者数・自殺死亡率は長期的には減少傾向にありますが、近年は横ばい傾向で、年間の自殺者数は100人を超えており、依然大きな問題となっています。

自殺は失業、倒産、長時間労働等の社会的要因を含むさまざまな要因と、健康問題、家族の状況、経済問題等が複雑に関係しています。

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、心理的支援等に確実につなぐ取組に併せて、自殺の危険性を高める背景にある経済・生活の福祉の問題、家族の問題などさまざまな問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等各施策の連動性を高めて、誰もが適切な支援やサービスを受けられるようにしていくことが必要です。

県では、総合的な自殺対策を推進するため、「佐賀県自殺対策基本計画」を策定し、医療、保健、福祉、労働など関係機関が一体となった地域における自殺予防の体制づくりを推進しています。

また、自殺に関する正しい知識の普及を県民に広く行うとともに、佐賀県自殺対策協議会を開催し、地域の精神科医療機関を含めた県内の自殺対策の関係機関等とのネットワークを構築し、自殺対策の推進について検討・連携しながら取り組みます。

【ヤングケアラーへの支援】(新)

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことをいい、年齢にそぐわない責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

しかし、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

ヤングケアラーの支援にあたっては、こどもの状況に周囲の大人が早く気づき、こどもの思いを大切にしながら必要な支援につないで状況を改善し、こどもがこどもらしく過ごせるようにしていくことが重要であり、そのためには、福祉、介護、医療、教育といった地域のさまざまな分野が連携し、対応することが重要です。

県では、支援体制の強化を目的とした研修会や、ヤングケアラー支援推進コーディネーターの設置、悩み相談等を行う支援者団体の支援等を実施し、ヤングケアラーへの支援の充実を図ります。

⑦再犯防止に向けた取組の推進【1-(2)-⑨】

佐賀県における刑法犯認知件数は、平成15年の14,351件をピークに年々減少傾向にあり、令和4年は2,861件と、ピーク時の約5分の1を記録しました。

一方で、佐賀県内における刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合は、減

少傾向にあるものの、約 50%付近を推移し、再犯の防止は本県における地域の安全にとって重要な課題となっています。

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、傷害、アルコールや薬物等への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多く存在し、さらにそれらの問題を複合的に抱え、複雑化していることもあります。

これらの人の社会復帰や地域への定着を支援するためには、佐賀県地域生活定着支援センター※を始めとした関係機関や団体などと連携し、それぞれの環境や特性に応じて支援制度に結びつけるほか、犯罪をしたもの等が地域社会の一員として受け入れられるよう、犯罪をした者等の再犯防止等についての関心と理解を深めるための広報活動等が必要です。

県では、「佐賀県再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、罪を犯した人たちの社会復帰を進めます。

また、県では、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪や非行をした人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動「社会を明るくする運動」（法務省主唱）を推進し、再犯防止に係る理解促進のためのパネル展示などを実施しています。

さらに、犯罪をした人などが地域で孤立することなく、社会復帰を支援するため、市町、国の関係機関や民間団体等と連携し、再犯防止に一体的に取り組むとともに、市町における再犯防止推進計画の策定を支援します。

※地域生活定着支援センター

保護観察所と協働し、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等）から地域へ帰る、罪を犯した高齢者や障害者で、出所後住む場所がなく、自立した生活を営むことが困難な方に対し、出所後の住まいや福祉サービス等の利用について調整を行い、地域で安心して暮らしていけるように支援を行う機関

⑧虐待などへの共通的な対応【2-(1)-⑫、2-(5)-⑥、3-(3)-③】

虐待などには、児童虐待、高齢者虐待、施設内虐待、障害者虐待、配偶者暴力（DV）などがあります。虐待に至る背景には、地域でのつながりの希薄化や貧困など様々な問題が考えられますが、近年の高齢夫婦のみの世帯やひとり親世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるリモートワークの増加などにより、

護や育児に不安を抱えた家族などが孤立し、顕在的な虐待の増加も懸念されています。

虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進や関係機関の体制強化・連携推進などを行うとともに、包括的な視点から、虐待そのものに共通している要因を理解し地域と専門職、行政などが連携した支援が必要です。

県では、虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進し、取組の強化を図るとともに、虐待防止について関係機関との連携や体制強化を図り、市町担当者や介護職員等への研修事業や一般県民に対する虐待防止等に関する普及・啓発等を行っていきます。



新

⑨子どもや若者への総合的な支援（新）

これまで、子どもや若者に関する様々な施策が実施されてきましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、核家族化の進行やひとり親世帯の増加、地域住民相互の社会的なつながりの希薄化、児童虐待相談や不登校の件数の増加など、子どもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。

国は、そうした状況などを背景に、令和5年（2023年）4月1日にこども家庭庁を設置し、また同日付でこども基本法が施行され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施することとしています。

県では、こどもの権利を保障し、全てのこどもが、安心して地域で暮らすことができるよう、様々な事業やサービスに適切につなぐとともに、社会全体で後押しをしていきます。

【保育の場の確保と充実】【2-(2)-⑤、4-(1)-⑧⑨、4-(2)-①】

近年、女性の社会進出や経済不況などにより共働きが増え、ひとり親家庭も増加しており、保護者の多様な保育ニーズに応える必要があるほか、送迎バスに子どもが置き去りにされる事案や不適切な保育の事案が全国的に発生しており、安全・安心かつ質の高い幼児教育・保育の提供が必要とされています。

そのためには、保育の現場に保育者が十分配置されていることが必要であり、人材を確保していくことが課題となっていることから、県では、処遇改善や現場の働き方改革支援、魅力発信などによる人材確保の取組のほか、専門アドバイザーによる園訪問や研修の充実により保育者の資質向上を図ることとしています。

また、病児・病後児保育、延長保育、一時預かり、乳児家庭全戸訪問、障害児への

対応等の子育て支援に係る事業を実施する市町と連携し、保育サービスの充実を図ります。

さらに、4年生以上の児童受入を市町が円滑に実施できるよう、実施場所や支援員の確保に向けて引き続き支援を行い、放課後児童クラブを利用できない児童の解消を図ります。

【ひとり親家庭への支援】【1-(2)-⑦、2-(1)-⑩】

県では、ひとり親家庭サポートセンターを設置し、ひとり親家庭や寡婦の方の相談に応じるとともに、ひとり親家庭において、自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立させるために、子育てしている現状に合った仕事（職場）を探すサポートや、今より所得が多くなるための各種資格の取得に向けた支援などに取り組みます。

【児童虐待への対応】【2-(1)-⑫、3-(3)-③】

県では、児童虐待の早期発見、早期対応のため、児童相談所の体制を強化するとともに、市町要保護児童対策地域協議会の取組強化を図ります。また、学校等現場における虐待専門研修を実施します

要保護児童に対しては、児童相談所、市町、市町設置の要保護児童対策地域協議会等が密接に連携しながら支援の充実を図ります。

【里親への理解の普及・支援】【3-(5)-④】

社会的養護では、原則として家庭的養護を優先することが求められていることから、より家庭的な養育環境を提供することができる里親委託を推進するために、里親制度に対する県民の理解を深めるとともに、里親の育成・支援を引き続き実施します。

(2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援

①見守り活動の推進【3-(4)-⑥⑦】

少子高齢化の進展や地域の繋がりの希薄化などにより、高齢者のみの単身世帯や、高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、これらの世帯が孤立せず、安心して地域で生活するためには、安全確認や行方不明者の早期発見・保護を含め、地域での見守り体制を整備することが求められています。

見守りを必要とする方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、行政、

関係機関・団体、民間事業者、住民等が連携した地域全体で日常的に見守る多重的な見守りネットワークの構築が必要です。

県では、民生委員・児童委員や地域のボランティア、市町、民間企業等による地域でのきめ細かい見守り・支援機能を一層、充実強化するために、より身近な自治会単位等など小地域での見守り・発見・支援体制の整備を図ります。

②地域資源を活かした住民が集う拠点づくり【1-(1)-⑥⑦、2-(2)-①、4-(3)-①②】

認知症や独り暮らしの高齢者等をはじめ誰もが住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、地域住民やC S O、ボランティア等が参加・協働し、様々な生活支援サービスを提供していく地域の拠点が求められています。

また、高齢者や障害者などが自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、いつまでも誰かの役に立ちたいという思いを実現することが重要です。

このような視点から「地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム）」について、これまで以上に地域の拠点として定着するよう、今後は特に高齢者や障害者、子どもなど誰もが利用できる「ぬくもいホーム」を増やしていきます。

地域の特性を活かしながら、利用者ができる範囲で役割を分担し、お互いに支え合うことにより、その地域に住むすべての人に「出番」のある拠点づくりを推進します。

県では、地域共生ステーションに対し、機能充実に向けた新規開設相談等及び補助の充実や、研修や個別指導による質の向上や人材確保による支援等を行います。

佐賀県らしい取組

③C S O活動の推進、県外C S Oの誘致【1-(3)】

地域共生社会を実現するためには、福祉以外の分野や、地域住民をはじめ企業やC S O、民間企業や団体などが連携し、分野横断的な地域社会全体での支援が必要です。

本県では、N P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTAといった組織・団体を含めて「C S O」と呼称し、地域課題を一緒に解決していくため、県内のC S Oが、公共性の高いサービスを自立的に提供できるよう、ふるさと納税（N P O等を指定した支援、企業版ふるさと納税）※による寄附を活用しています。

さらに、県外で活躍するC S Oを誘致し、地域共生社会の重要な担い手である県内C S Oの組織力強化を目指します。

※佐賀県のふるさと納税（NPO等を指定した支援）

寄附者が支援したいCSOを指定して寄附することができ、寄附額のうち県事務手数料を差し引いた額が指定されたCSOに交付されます。

(3) 利用者主体の福祉サービスの充実

①介護保険施設等に対する指導【2-(1)-①②】

介護保険制度に関する理解促進を図るため、介護保険施設等を一定の場所に集めて行う集団指導により、基準の説明、過去の指導事例に基づく指摘事項の紹介、事業運営に関連する関係法令の周知等を行います。

また、適切な介護サービスが提供されているかといった視点から、各事業所を定期的に訪問して実地で行う運営指導により、人員・設備・運営等の基準の適合状況や介護報酬の請求状況の確認を行い、必要に応じて是正のための指導等を行います。

さらに、佐賀県国民健康保険団体連合や市町（保険者）と連携しながら、利用者の「人格の尊重」や「介護サービスの質の確保と向上」が図られるよう指導等を行うとともに、必要に応じて改善勧告等を行い、事業所運営の適正化を図ります。

②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進【2-(1)-⑦】

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。

福祉サービスに関する苦情は、その福祉サービスを提供した事業者と利用者間で解決が図られますが、当事者間での解決が困難な事例に対応するため、県社会福祉協議会に第三者機関として設置された福祉サービス運営適正化委員会が、福祉サービスに関する苦情解決事業を実施しています。

県では、福祉サービスを提供する事業者における苦情解決体制の整備を促進するとともに、福祉サービス運営適正化委員会の運営を支援し、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し利用者の権利擁護を図っていきます。

(4) 権利擁護の推進

①福祉サービス第三者評価事業の実施【2-(1)-⑧】

福祉サービス第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者以外

の公正・中立的な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業のことで、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけ、結果として利用者が適切なサービスを選択できるようにするためのものです。

県では、評価調査者の養成を行うとともに、事業者への評価制度の普及啓発を行います。

また、さが福祉サービス評価制度の活用により福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、地域と社会福祉法人等の連携を促進し、地域における公益活動（貢献活動）の促進を図ります。

②成年後見制度の利用促進【2-(3)-②、4-(4)-①】

成年後見制度利用促進法により、市町は、成年後見制度の利用促進に向けて、関係者の連携ネットワークの構築等の取組を進めています。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見人等を選任し、本人の権利擁護を支える重要な手段です。令和7年には高齢者の5人に1人は認知症になると見込まれており、本県における成年後見制度の利用ニーズはさらに増大する見込みです。

県内のどの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう、制度の周知や利用促進体制の整備を進める必要があります。

県では、実施主体である市町において、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が連携し、成年後見制度の取組が進むよう支援します。

また、地域の実情に応じて成年後見制度を総合的に充実することができるよう、県においても地域連携のしくみを推進します。

③福祉サービス利用援助事業の推進【2-(3)-①】

認知症高齢者など、判断能力が十分ではないために福祉サービス等を適切に利用できない方を支援するため、成年後見制度を補完する仕組みとして、県社会福祉協議会のあんしんサポートセンターにおいて、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスなどの日常生活自立支援事業を実施しています。

この事業の利用を促進するため、県民への制度の周知、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携を図る必要があります。

県では、利用希望者に対するパンフレットの配布等による普及・啓発や各種会議等

を通じて福祉関係機関等への周知を図るとともに、成年後見制度などとも連携しながら制度の利用促進を図ります。

3 地域共生社会を支える人づくり

【現状と課題】

地域共生社会の実現のためには、地域住民を始め、専門職、行政など様々な人材が一体となり地域を支える必要があります。

地域社会は、地域住民をはじめとした様々な人々の自発的な助け合いの行為と専門職による専門的援助から成り立っています。

全国的に人材不足が深刻化する中で、本県においても福祉に関わる人材の不足が見込まれていること、さらに今後生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、高齢者や障害者等を支える専門的な人材を安定的に確保するとともに、CSOやボランティア団体、企業などとの協働により、地域住民やボランティアといった非専門職を含めた、地域全体で福祉に関わる人材を養成していくことが重要です。

【施策の方向】

(1) 福祉に関わる人材の確保・育成

①福祉に関わる人材の確保・定着支援【4-(1)-①②③④⑤⑥⑦、4-(2)-②】

少子高齢化社会において、介護・福祉ニーズは拡大し、生産年齢人口は減少しています。しかし、介護・福祉サービスなどの支援を必要とする人は増加しており、人手不足が深刻化する一方で、就労希望者が減少するなど、福祉人材の養成・確保は喫緊の課題となっています。

県では、福祉人材センター運営により、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。

福祉人材センター（県社会福祉協議会を指定）は、福祉人材の養成、就業の援助を行うとともに、社会福祉事業経営者からの相談に応じ、必要な援助を行うことにより、福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正な運営の確保を図ることを目的としています。

今後も、福祉人材センターを中心として、若年層を含めた社会福祉事業への新規就業者の開拓や従事経験者の掘り起こし、各種研修会、講習会の開催などにより、質の高い福祉人材の安定的な確保に取り組みます。

また、福祉人材センターでは、福祉人材の定着を図るため、社会福祉事業経営者からの相談に応じて職場環境改善などを行うなど、事業所に対する必要な支援を行い、従業員がいきいきと働くことができる明るい職場づくりに努めます。

②福祉人材の養成【3-(2)-③、4-(1)-①②③④⑤⑥⑦⑮⑰】

今後、介護職員は、介護福祉士であることが基本とされており、社会福祉士についても、地域包括支援センターにおいて介護保険対象外サービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行う役割を担うことになっています。

県では、社会福祉士及び介護福祉士の役割はますます重要になることから、その養成・確保のため国家試験のPRなどを行います。

また、介護福祉士養成施設等に在籍する学生に対し、修学資金を貸与することにより、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す人材の修学を容易にし、質の高い人材の確保を図ります。

また、福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する事業者や福祉施設の職員などに対し必要な指導をおこなうなど、キャリアアップ研修などの専門的研修を実施します。

(2) 地域共生社会を支える担い手への支援

佐賀県らしい取組

①CSOとの協働

【1-(3)-①②③④、3-(1)-②、3-(4)-⑤⑧、4-(1)-⑪⑫⑭】

これまでも地域福祉は県民によって支えられてきましたが、より一層の地域福祉の充実を図るためには、今後も、地域住民や民間団体の協力、ボランティア団体や事業者との連携が必要となります。

そこで、県社会福祉協議会や各市町社会福祉協議会、ボランティア活動等支援団体が行うボランティア活動や様々なCSO活動の推進を図るための各種事業に協力するとともに、子どもから高齢者まで幅広く地域住民に対して、ボランティア活動への参加を促していくことで、県民とともに支える地域福祉の体制強化を図ります。

多様な主体がそれぞれの特性や強みを活かし、連携して公共サービスを担い、社会課題や地域課題の解決を図るため、CSO・企業等から県・市町との協働事業の提案を受け付ける「CSO・企業提案型協働創出事業」を実施します。さらに、県外で活躍するCSOを誘致し、地域共生社会の重要な担い手である県内CSOの組織力強化を目指します。

②寄附金、募金の活用【3-(4)-③】

共同募金会は、社会福祉法に位置付けられている団体であり、「地域福祉の推進」を目的とする団体です。共同募金は地域福祉のための募金と助成が一体となったし

くみであり、既存の制度では対応が困難な課題や制度の狭間に埋もれがちな地域の課題などに光を当て、助成を行っています。

今後とも佐賀県共同募金会の募金活動や広報活動への協力等を行うことにより、県内の寄附文化の醸成に向けた取組等を支援していきます。

また、県では、豪雨などの災害発生時に、日本赤十字社や共同募金会、市町と連携し、義援金を募集し、被災者に配分しています。令和3年8月豪雨の際は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会と共同で義援金の募集を実施し、被災者に配分を行いました。

③民生委員・児童委員の確保、活動への支援

【1-(4)-④、2-(2)-④、3-(4)-①、4-(1)-⑩】

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、地域住民や社会福祉協議会等と連携を図りながら行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割とともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

佐賀県の民生委員・児童委員の充足率は、全国に比べ高い水準となっていますが、なり手の確保や一期（3年）で退任するなどの短期間での退任傾向が課題となっており、人選段階でのかかわり方などの工夫が必要です。

また、現在の少子高齢化、貧困化、地域のつながりの希薄化、ひきこもりや児童虐待などにより、民生委員・児童委員の活動課題は多様化、深刻化し、負担が大きくなっており、行政やCSO、地域住民との協働などにより、民生委員・児童委員の個別支援活動を活かしながら、民生委員が活動しやすい環境を整備することが求められています。

県では、民生委員・児童委員の活動支援のため、広報活動の強化や様々な工夫事例等を市町と情報共有することで、負担軽減などを図り、人材の確保に努めます。

また、県民に対する民生委員・児童委員活動への理解を深めるための広報活動を行い、さらに、民生委員・児童委員への研修等の実施により相談支援能力を高めるとともに、各関係団体との連携強化を図ります。

資料編**1 改正社会福祉法（抜粋）（令和3年4月1日施行）****（目的）**

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制

の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法

律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - ニ 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
 - 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決する

ために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるもの

と調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のた

めの基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の

事業を行うものとする。

- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

2 佐賀県社会福祉審議会 委員名簿

※現在更新中